

社説

水俣病患者に暖かい手を

水俣病患者の補償あつせん
を委託されていた水俣病補償
処理委員会があつせん案が提
示された。処理委員はこの案を中心に、厚生省
や当事者と話し合ったが、難航したため折衝
をきよに持ち越した。

あつせん案提示は、水俣病患者家庭互助会
の一派と、チソソ社が、処理委に一任し
て以来一年一月ぶりがたが、水俣病発生の時
から数える十八年の歳月がたつ。このあつ
せん案はその紛糾であると同時に、国が公
費補償に乗り出した初のケースとして、その
持つ意義は大きい。さらにいま係争中の水俣
病、新潟水俣病、富山イタイイタイ病、四日
市せんでくなど四大公害裁判に影響を与える
ことは間違いない。

あつせん案で提示された金額は、予想され
ていた数字よりやや多いが、全般的にみて低
額過ぎるという感否めはない。すなわち補償
と年金の補償金を支払うことになっている。
死者の場合、一時金の最高は三百五十万円、
生存者の場合、年齢と四ランクに分けた船状
に及び、年金十七万円から三十八万円、一時

金五十万円から百九十万円を支給することな
どが、その骨子となっている。

患者家庭互助会が四十二年九月、政府が水
俣病を認定したあと、チソソとの自主交渉で
要求した額は死者は一時金十二百万円、生存
者は年金六十万円であり、さらにチソソを相
手取り総額六億四千万円の慰謝料を請求して
いる訴訟派の請求額は死者八百万円、生存者
百万円から八百万円となっており、その差は
大きく開いている。

低い「いのち」の代償

交通事故による死者は、自賠法で五百万
円、さきの大阪のガス事故補償金は八百万
円から千九百万円。これに比べると水俣病患
者の「いのち」が低く格付けされているこ
とは、大方の認めるところであろう。

補償金額の算定に当たっては、昭和三十四
年暮れ、熊本県が関にはいり、会社側と患者
家庭互助会の間に結ばれた「見舞い金契約」
が基礎になったといわれる。その契約第五案
に、患者側が会社側に対し、今後会社側の責
任がはっきりした場合でも、いっさい補償要
求は出さない、との一札が入れている。処理

委員はこの案項が、いまでも有効だとみた。ま
た補償の前提となる会社の法律責任について
「水俣病はチソソの工場廃液が原因である」
と厚生省見解が出されているものの、処理委
は民法上の過失責任に対し、判定は避けると
しながらも、否定的な見解をとっている。

処理委員の千種座長は「第五案を中心とする
見舞い金契約の有効無効の法的判断はせず、
もっぱら社会的・道義的責任に従って補償額
を決めた」としているが、いすれにしてもあ
つせん案は「見舞い金契約を土台にした政
治的判断の強いもので、企業責任軽視の感が
深いということが出来る。訴訟派が提訴して
いる裁判において、いま争点となっているの
は、やはり「見舞い金契約」の有効無効の間
題であり、処理委員の見解が複雑な波紋を与え
ることは予想されることである。

補償額の当否は一応別としても「見舞い金
契約」が土台になったことに、われわれは割
り切れぬ感情を持たざるを得ない。まず第一
にこの契約は、水俣病が工場排水によるもの
ではないという前提に立って結ばれたもので
あること、第二に患者の極度な生活の窮迫と
いう情勢下に結ばれたものであること、など
である。もし会社側が当時、水俣病の原因を
ネコ実験を通して明確につかんでいたとする

ならば、われわれは会社の姿勢に、ますます
疑念を強めざるを得ない。

およそ公害補償という複雑な問題に、処理
委員が結論を与えるにあたって、「法の論理」
をあくまでも土台に据えようとした姿勢は
は、わからぬでもない。しかし千種座長のい
う「社会的・道義的責任に従って」のこと
ばは、理解するのに苦渋を覚える。

患者互助会の一派は、処理委員の窮足にさ
いし、その結論に従うことを約束している。
処理委員のいわゆる政治的判断に、患者の弱い
立場、苦しい立場を要案として盛り込むこと
が出来なかつたであろうか。いすれあつせん
案は、多少の変更があつても、一派やチソ
ソによつて受諾、調印の運びとなる。しか
し問題はこれで解決したわけではない。

人命尊重へ世論喚起を

最近世間に、公害問題への関心が高まりつ
つあるのは結構である。だが企業や行政の対
応は、必ずしも十分なものと云えないもの
がある。もともと水俣病の原因が、企業本位
に終始し、人命を犠牲にしたチソソ会社側の姿
勢にあることは、多くのものの指摘するところ
である。また行政がともすれば、これを弁
護する側に立ち回ったことも、われわれは忘
れることは出来ないものである。もし企業や行
政に、本当に人間の「いのち」の尊さを理解
する心があつたならば、十八年という長い期
間、患者たちをこのような苦痛のどん底に陥
れることはなかつたものと思われる。

患者たちは周知の通り、一派と訴訟派に
分かれている。訴訟の結審がいつになるか、
見通しも立てられない現状である。加えて患
者を取り巻く社会の現実には、必ずしも暖かい
ものではない。心ない住民の一部には、水俣
病のことを口にすることさえ、いやがるもの
もあると聞く。このさい銘記したいのは、患
者は被害者こそあれ、決して加害者ではな
いということである。

水俣病は「不治の病」である。死者のいの
ちはもちろん帰らないし、病に苦しめられたもの
も、元の健康体に戻すことは出来ない。
いま水俣病患者の補償あつせん案を見て思う
ことはこのよう不幸な出来事を、再び繰り返
してはならないこと、患者を暖かい世論で
包み込んでいくこと、そして企業も行政も、
人命尊重を単なる掛け声に終わらせることが
ないようにはしてほしいということである。

恐るべき公害から、尊い人命を、基本的人
権をどのようにして守るか、いまして、一人
一人の心に問いかけられねばならない。